名古屋市青少年交流プラザにおける印刷サービス実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年の自主的活動、青少年育成活動及び地域活動を援助するために名古屋市青少年交流プラザが行う印刷サービスの実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 印刷サービスに使用できる機器は、乾式複写機及び印刷機とする。

(利用対象)

第3条 利用対象は、第1条の趣旨に沿うものとする。ただし、所長が不適当と認める場合は、利用することができない。

(利用手続)

第4条 印刷サービスを利用しようとする者は、所長に申込のうえ、その承認を受ける ものとする。

(利用料金)

第5条 利用の承認を受けた者は、別表に定める利用料金を納付しなければならない。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
 - 附則
- この要綱は、平成19年7月7日から施行する。
 - | 例 | 貝リ
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表

区	分	利用料金
乾式複写機	1枚	10円
印刷機	製版 1回	5 0 円
	B4用紙1枚(再生紙)	2 円
	B5用紙1枚(再生紙)	1 円
	A4用紙1枚(再生紙)	1円
	A4用紙1枚(色再生紙)	3 円
	B4用紙1枚(色再生紙)	4 円
	A3用紙1枚(再生紙)	2 円
印刷用インク	持ち込み用紙1枚	50銭

(備考) 利用料金の額に印刷枚数又は印刷回数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。